

基幹相談支援センターの設置状況

法的な位置づけ（障害者総合支援法より引用）

（基幹相談支援センター）

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、（中略）業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

各区市町村の設置状況（令和4年4月1日時点）

	区市町村数	内訳（運営方法別）
区部	20	<p>【直営】 港区、新宿区、台東区（※1）、品川区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、足立区、江戸川区</p> <p>【委託】 千代田区（※2）、中央区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、北区、荒川区、板橋区、練馬区</p> <p>※1 台東区は直営・委託の両方あり ※2 千代田区は委託・指定管理の両方あり</p>
市町村部	15	<p>【直営】 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、福生市、東大和市（※3）、稲城市、西東京市（※4）、利島村、八丈町</p> <p>【委託】 小金井市、東村山市、国分寺市、あきる野市</p> <p>※3 東大和市は直営・委託の両方あり ※4 西東京市は直営・委託の両方あり</p>
合計	35	

（厚生労働省「障害者相談支援事業実施状況等について」及び東京都「令和4年度版 東京都内の自立支援協議会の動向」より）

